

取引開始基準

ヒロセ通商株式会社

当社は、原則として、次に定める基準に適合した個人顧客との間で店頭証券 CFD 取引及び店頭商品 CFD 取引(以下、「店頭 CFD 取引」という。)を行うものとします。

- (1) 店頭 CFD 取引について相当の知識を有し、取引の仕組みを十分理解していること
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に定められた取引時確認事項である本人特定事項、取引の目的及び職業について確認が行えること
- (3) 年齢が 18 歳以上 75 歳未満の範囲内であること
- (4) 収入源があることが明らかであること
- (5) 保有金融資産が 50 万円以上であること
- (6) 契約締結前交付書面の内容を理解した上で、当社の定めについて同意または承諾していること
- (7) 他の金融商品取引業者及び商品先物取引業者または登録金融機関との間で紛争事案のないこと
- (8) 反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力との関係がないこと
- (9) マネーロンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」という。)にかかる疑いがないこと
- (10) インターネット環境が整っていること
- (11) 電話及び電子メールにて常時連絡が取れること
- (12) 証券会社・商品先物取引業者等で証券・商品先物を取扱う業務に従事していないこと
- (13) FATCA に定められた米国に納税義務のある米国居住者、米国市民権保有者及び米国永住権保有者(以下、米国人等といふ。)への該当の有無及び米国人等に該当する場合にあっては米国納税者番号等の確認が行えること
- (14) 外国 PEPs(重要な公的地位を有する者)に該当しないこと
- (15) 日本国内に居住すること

なお、前項に関わらず、当社は、顧客の属性や投資目的等を総合的に審査し、顧客別の取引条件等を定める等により、取引を開始できるものとします。

以上